

令和 2 年 12 月

# 北九州市議会定例会議案



## 付 議 議 案

議案番号	件 名	ページ
議案第 151 号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	…… 1
議案第 152 号	北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の廃止について	…… 8
議案第 153 号	北九州市道路占用料徴収条例の一部改正について	…… 10
議案第 154 号	北九州市普通河川管理条例の一部改正について	…… 18
議案第 155 号	北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部改正について	…… 23
議案第 156 号	北九州市火災予防条例の一部改正について	…… 31
議案第 157 号	戸畑枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30-9）請負契約の一部変更について	…… 41
議案第 158 号	小池特別支援学校改築工事（第1期）請負契約締結について	…… 43
議案第 159 号	当せん金付証票の発売について	…… 44
議案第 160 号	市道路線の認定、変更及び廃止について	…… 46
議案第 161 号	土地の取得について	…… 51
議案第 162 号	土地の取得について	…… 55
議案第 163 号	指定管理者の指定について（北九州市立男女共同参画センター）	…… 58
議案第 164 号	指定管理者の指定について（北九州市立曾根臨海運動場）	…… 60
議案第 165 号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）	
議案第 176 号		…… 61
議案第 177 号	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）	
議案第 181 号		…… 63
議案第 182 号	令和2年度北九州市一般会計補正予算について	}
議案第 183 号	令和2年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	}

議案第 184 号	令和 2 年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	} 別 冊
議案第 185 号	令和 2 年度北九州市渡船特別会計補正予算について	
議案第 186 号	令和 2 年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
議案第 187 号	令和 2 年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
議案第 188 号	令和 2 年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
議案第 189 号	令和 2 年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	
議案第 190 号	令和 2 年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計補正予算について	
議案第 191 号	令和 2 年度北九州市後期高齢者医療特別会計補正予算について	
議案第 192 号	令和 2 年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

議案第 151 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立北方ひまわり学園を廃止するため、関係規定を改める必要があるの  
で、この条例案を提出する。



北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の児童発達支援センターの項中

〃	到津	〃	小倉北区下到津	を
ひまわり学園		一丁目8番8号		
〃	北方	〃	小倉南区北方二	に
ひまわり学園		丁目16番1号		

〃	到津	〃	小倉北区下到津	に
ひまわり学園		一丁目8番8号		

改め、別表第4の児童発達支援センターの項中

到津ひまわり学園	を
北方ひまわり学園	

到津ひまわり学園	に
----------	---

改める。

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。





## 参 考

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

新

別表第1 (第3条関係)

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
略			
児童発達支援センター	略	略	
		〃 到津 ひまわり学園	〃 小倉北区下到津一丁目8番8号
略			
略			

旧

別表第1 (第3条関係)

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
略			
児童発達支援センター	略	略	
		〃 到津 ひまわり学園	〃 小倉北区下到津一丁目8番8号
		〃 北方 ひまわり学園	〃 小倉南区北方二丁目16番1号
略			
略			

新

別表第4（第6条関係）

施設の種類	金額	備考
略		
児童発達支援センター	略	略
	到津ひまわり学園	略
	略	
略		

旧

別表第4（第6条関係）

施設の種類	金額	備考
略		
児童発達支援センター	略	略
	到津ひまわり学園	略
	北方ひまわり学園	
	略	
略		



議案第 152 号

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の廃止について

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金を廃止するため、この条例案を提出する。



## 北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例

北九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和53年北九州市条例第39号）は、  
廃止する。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。





議案第 153 号

北九州市道路占用料徴収条例の一部改正について

北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 道路占用料の適正化を図るため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。



## 北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北九州市道路占用料徴収条例（昭和39年北九州市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を「に定めるところ」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- (3) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

別表の法第32条第1項第5号に掲げる施設の地下街及び地下室の項中「0.004」を「0.005」に、「0.007」を「0.008」に、「0.008」を「0.01」に改め、同表の令第7条第3号に掲げる施設の項中「0.028」を「0.033」に改め、同表の令第7条第8号に掲げる施設の項中「0.02」を「0.023」に、「0.028」を「0.033」に改め、同表の令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「0.02」を「0.023」に改め、同表の令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物の項中「0.02」を「0.023」に、「0.028」を「0.033」に改め、同表の令第7条第12号に掲げる器具の項中「0.028」を「0.033」に改める。

### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の許可又は同法第35条の同意（以下「許可等」という。）を受けて道路を占用している者（当該許可等に係る占用の期間が1年以下の者に限る。）の、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該許可等に係る占用の期間が満了する日（以下「満了日」という。）までの道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に許可等を受けて道路を占用している者（当該許可等に係る

占用の期間が1年を超える者に限る。) の、施行日から満了日までの道路の占有に係る各年度の占有料の額は、占有物件ごとに算出した前年度の占有料の額に1.2を乗じて得た額を上限とする。

参 考

北 九 州 市 道 路 占 用 料 徵 收 条 例 新 旧 对 照 表

新

(占用料の額の算定方法)

第3条 占用料の額の算定方法は、次に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- (3) 表示面積、占有面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

(4) 略

別表 (第2条関係)

占有物件		占用料	
		単位	金額
略			
略		占有面積1平方メートルにつき1年	略
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		Aに0.005を乗じて得た額
	階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
略			略
略		占有面積1平方メートルにつき1年	略
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額
略			
令第7条第8号	略	占有面積1平方メートルにつき1年	略
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額

旧

(占用料の額の算定方法)

第3条 占用料の額の算定方法は、次の各号による。

- (1) 略
- (2) 年額をもって定めるもので、占用の期間が1年未満の場合又は占用の期間に1年未満の端数がある場合は、月割りにより計算し、1月に満たない日数については、1月として計算する。
- (3) 占有の面積で、1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとし、占有の長さで1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は、1メートルとして計算する。

(4) 略

別表 (第2条関係)

占有物件		占用料	
		単位	金額
略			
略		占有面積1平方メートルにつき1年	略
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		Aに0.004を乗じて得た額
	階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
略			略
略		占有面積1平方メートルにつき1年	略
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額
略			
令第7条第8号	略	占有面積1平方メートルにつき1年	略
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額

新

号に掲げる施設	その他のもの	得た額 Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
略		略
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
略		略
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	略	略
上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

備考 略

旧

号に掲げる施設	その他のもの	得た額 Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額
略		略
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
略		略
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	略	略
上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
その他のもの		Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額

備考 略





議案第 154 号

北九州市普通河川管理条例の一部改正について

北九州市普通河川管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 普通河川占用料等の適正化を図るため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。



## 北九州市普通河川管理条例の一部を改正する条例

北九州市普通河川管理条例（昭和46年北九州市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表の1 流水占用料の表の原動力に供するものの項中「97円」を「99円」に改め、同表の鉱工業用その他に供するものの項中「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表の2 土地占用料の表の地下街及び地下室の項中「0.004」を「0.005」に、「0.007」を「0.008」に、「0.008」を「0.01」に改め、同表の耕作地の項中「10円」を「8円」に改める。

別表の3 土石採取料の表の土砂の項中「114円」を「116円」に改め、同表の砂の項中「148円」を「150円」に改め、同表の砂利の項中「229円」を「233円」に改め、同表の栗石の項中「148円」を「150円」に改める。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に第9条第1号から第3号までの許可（以下「許可」という。）を受けて流水の占用、土地の占用又は土石の採取（以下「占用等」という。）をしている者（当該許可に係る占用等の期間が1年以下の者に限る。）の、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該許可に係る占用等の期間が満了する日（以下「満了日」という。）までの占用等に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に許可を受けて占用等をしている者（当該許可に係る占用等の期間が1年を超える者に限る。）の、施行日から満了日までの占用等に係る各年度の占用料等の額は、占用等の種別ごとに算出した前年度の占用料等の額に1.2を乗じて得た額を上限とする。



参 考

北 九 州 市 普 通 河 川 管 理 条 例 新 旧 对 照 表

新

別表（第10条関係）

1 流水占用料

種別	占用料	
	単位	額
原動力に供するもの	占用許可水量毎秒1リット	<u>99円</u>
鉦工業用その他に供するもの	ルにつき1年	<u>5,500円</u>

2 土地占用料

種別	占用料	
	単位	額
略		
略		
地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1年	略
階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
略		略
略		
略	占用面積1平方メートルにつき1年	略
耕作地		<u>8円</u>

備考 略

3 土石採取料

種別	採取料	
	単位	額
土砂	1立方メートル	<u>116円</u>
砂		<u>150円</u>
砂利		<u>233円</u>
栗石		<u>150円</u>

旧

別表（第10条関係）

1 流水占用料

種別	占用料	
	単位	額
原動力に供するもの	占用許可水量毎秒1リット	<u>97円</u>
鉦工業用その他に供するもの	ルにつき1年	<u>5,400円</u>

2 土地占用料

種別	占用料	
	単位	額
略		
略		
地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1年	略
階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
階数が2のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
階数が3以上のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
略		略
略		
略	占用面積1平方メートルにつき1年	略
耕作地		<u>10円</u>

備考 略

3 土石採取料

種別	採取料	
	単位	額
土砂	1立方メートル	<u>114円</u>
砂		<u>148円</u>
砂利		<u>229円</u>
栗石		<u>148円</u>



議案第 155 号

北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部改正について

北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 準用河川占用料等の適正化を図るため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。





## 北九州市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北九州市準用河川占用料等徴収条例（平成12年北九州市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「から第25条まで」を「、第24条又は第25条」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 流水占用料等の額が年額で定められている流水の占用、土地の占用又は土石の採取（以下「流水占用等」という。）の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、流水占用等の額が月額で定められている流水占用等の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

第3条第2号中「流水の占用の許可を受けた」を「流水占用料は、占用する流水の」に、「のときは、1リットルとし、占用許可水量に」を「であるとき、又は占用許可水量に毎秒」に、「小数点以下第2位」を「小数点以下第3位」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 土地占用料は、表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

第3条第4号中「土石の採取の量が」を「土石採取料は、採取する土石の数量が」に、「のとき又は土石の採取の量」を「であるとき、又はその数量」に改める。

第4条中「流水の占用、土地の占用又は土石の採取（以下「流水占用等」という。）」を「流水占用等」に改める。

別表の1 流水占用料の表の原動力に供するものの項中「97円」を「99円」に改め、同表の鉋工業用その他に供するものの項中「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表の2 土地占用料の表の地下街及び地下室の項中「0.004」を「0.005」に、「0.007」を「0.008」に、「0.008」を「0.01」に改め、同表の耕作地の項中「10円」を「8円」に改める。

別表の3 土石採取料の表の土砂の項中「114円」を「116円」に改め、同表の砂の項中「148円」を「150円」に改め、同表の砂利の項中「229円」を「233円」に改め、同表の栗石の項中「148円」を「150円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において準用する法第23条、第24条又は第25条の許可（以下「許可」という。）を受けて流水の占用、土地の占用又は土石の採取（以下「流水占用等」という。）をしている者（当該許可に係る流水占用等の期間が1年以下の者に限る。）の、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該許可に係る流水占用等の期間が満了する日（以下「満了日」という。）までの流水占用等に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料（以下「流水占用料等」という。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に許可を受けて流水占用等をしている者（当該許可に係る流水占用等の期間が1年を超える者に限る。）の、施行日から満了日までの流水占用等に係る各年度の流水占用料等の額は、流水占用等の種別ごとに算出した前年度の流水占用料等の額に1.2を乗じて得た額を上限とする。

参 考

北九州市準用河川占用料等徴収条例新旧对照表

新

(流水占用料等の徴収)

**第2条** 市は、法第100条第1項において準用する法第23条、第24条又は第25条の許可を受けた者から、別表に定める流水占用料等を徴収する。

(流水占用料等の額の算定方法)

**第3条** 流水占用料等の額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 流水占用料等の額が年額で定められている流水の占有、土地の占有又は土石の採取（以下「流水占有等」という。）の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、流水占用料等の額が月額で定められている流水占有等の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- (2) 流水占用料は、占有する流水の水量（以下「占有許可水量」という。）が毎秒1リットル未満であるとき、又は占有許可水量に毎秒1リットル未満の端数があるときは、小数点以下第3位を四捨五入して計算する。
- (3) 土地占用料は、表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- (4) 土石採取料は、採取する土石の数量が1立方メートル未満であるとき、又はその数量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算する。
- (5) 略

(流水占用料等の納期)

**第4条** 流水占有等の許可を受けた者は、当該許可を受けた日の属する年度の流水占用料等にあつては許可の際、許可を受けた日の属する年度の翌年度以降の流水占用料等にあつては当該年度分をその年度の初めに納めなければならない。

旧

(流水占用料等の徴収)

**第2条** 市は、法第100条第1項において準用する法第23条から第25条までの許可を受けた者から、別表に定める流水占用料等を徴収する。

(流水占用料等の額の算定方法)

**第3条** 流水占用料等の額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 年額をもって定めるもので、流水の占有若しくは土地の占有の許可の期間が1年未満のとき又は流水の占有若しくは土地の占有の許可の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算し、1月に満たない日数については、1月として計算する。
- (2) 流水の占有の許可を受けた水量（以下「占有許可水量」という。）が毎秒1リットル未満のときは、1リットルとし、占有許可水量に1リットル未満の端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入して計算する。
- (3) 土地の占有の面積が1平方メートル未満のとき又は土地の占有の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとし、土地の占有の長さが1メートル未満のとき又は土地の占有の長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。
- (4) 土石の採取の量が1立方メートル未満のとき又は土石の採取の量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算する。
- (5) 略

(流水占用料等の納期)

**第4条** 流水の占有、土地の占有又は土石の採取（以下「流水占有等」という。）の許可を受けた者は、当該許可を受けた日の属する年度の流水占用料等にあつては許可の際、許可を受けた日の属する年度の翌年度以降の流水占用料等にあつては当該年度分をその年度の初めに納めなければならない。

新

別表（第2条関係）

1 流水占用料

種別	占用料	
	単位	額
原動力に供するもの	占用許可水量毎秒1リットル	<u>99円</u>
鉦工業用その他に供するもの	ルにつき1年	<u>5,500円</u>

2 土地占用料

種別	占用料	
	単位	額
略		
略		
地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1年	略
階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
略		略
略		
略	占用面積1平方メートルにつき1年	略
耕作地		<u>8円</u>

備考 略

3 土石採取料

種別	採取料	
	単位	額
土砂	1立方メートル	<u>116円</u>
砂		<u>150円</u>
砂利		<u>233円</u>
栗石		<u>150円</u>

旧

別表（第2条関係）

1 流水占用料

種別	占用料	
	単位	額
原動力に供するもの	占用許可水量毎秒1リットル	<u>97円</u>
鉦工業用その他に供するもの	ルにつき1年	<u>5,400円</u>

2 土地占用料

種別	占用料	
	単位	額
略		
略		
地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1年	略
階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
階数が2のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
階数が3以上のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
略		略
略		
略	占用面積1平方メートルにつき1年	略
耕作地		<u>10円</u>

備考 略

3 土石採取料

種別	採取料	
	単位	額
土砂	1立方メートル	<u>114円</u>
砂		<u>148円</u>
砂利		<u>229円</u>
栗石		<u>148円</u>



議案第 156 号

北九州市火災予防条例の一部改正について

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年12月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、位置、構造及び管理に関する基準の対象となる急速充電設備の範囲を拡大する等のため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。





## 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「第19条の2」を「第19条の2各号列記以外の部分」に、「第67条第10号」を「第67条第11号」に改める。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「変圧し、」の次に「電気自動車等（」を加え、「原動機付自転車をいう。以下この条」を「原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この項」に、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、「」をいう。以下この条」の次に「及び第67条第10号」を加え、同項第4号中「急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間が絶縁されていない」を「充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない」に改め、同項第5号及び第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項第7号中「漏電」の次に「、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電」を、「急速充電設備を」の次に「自動的に」を加え、同項第8号中「電圧」の次に「及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧」を、「急速充電設備を」の次に「自動的に」を加え、同項第9号中「異常な」の次に「高温とならないこととし、異常な」を、「急速充電設備を」の次に「自動的に」を加え、同項中第13号を第17号とし、第12号を第16号とし、第11号の次に次の4号を加える。

- (12) コネクター（充電用のケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、当該コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (13) 充電用のケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えず、かつ、充電用のケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止する措置を講ずること。
- (14) 複数の充電用のケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止する措置を講ずること。
- (15) 蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について第7号（制御機能の異常に係るものに限る。）及び第8号に掲げる措置並びに次に掲げる措置を講ずること。

ア 異常な高温とならないこと。

イ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止すること。

第13条の2に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定するもののほか、屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 第49条第1項第1号中「第1条第3項」を「第1条の2第3項第1号イ」に改める。
- 第67条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第13条の2第1項各号列記以外の部分に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

参 考

北 九 州 市 火 灾 予 防 条 例 新 旧 对 照 表

新

(燃料電池発電設備)

**第10条の2** 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第19条の2各号列記以外の部分並びに第67条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第19号及び第21号並びに第2項第1号、第13条第1項（第7号を除く。）並びに第14条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2～5 略

(急速充電設備)

**第13条の2** 急速充電設備（電気を設備内部で変圧し、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下この条及び第67条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が加えられている場合には、当該接続部が外れない措置を講ずること。

(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止する措置を講ずること。

(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止する措置を講ずること。

(9) 異常な高温とならないこととし、異常な高温となった場合には、急速充電設備

旧

(燃料電池発電設備)

**第10条の2** 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第19条の2並びに第67条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第18号（ウ、ス及びセを除く。）、第19号及び第21号並びに第2項第1号、第13条第1項（第7号を除く。）並びに第14条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2～5 略

(急速充電設備)

**第13条の2** 急速充電設備（電気を設備の内部で変圧し、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間が絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が加えられている場合には、当該接続部が外れない措置を講ずること。

(7) 漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止する措置を講ずること。

(8) 電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を停止する措置を講ずること。

(9) 異常な高温となった場合には、急速充電設備を停止する措置を講ずること。

新

を自動的に停止する措置を講ずること。

(10) 略

(11) 略

(12) コネクター（充電用のケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、当該コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(13) 充電用のケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えず、かつ、充電用のケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止する措置を講ずること。

(14) 複数の充電用のケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止する措置を講ずること。

(15) 蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について第7号（制御機能の異常に係るものに限る。）及び第8号に掲げる措置並びに次に掲げる措置を講ずること。

ア 異常な高温とならないこと。

イ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止すること。

(16) 略

(17) 略

2 略

3 前2項に規定するもののほか、屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

（避難器具に関する基準）

旧

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

2 略

（避難器具に関する基準）

新

**第49条** 次に掲げる防火対象物の階（避難階を除く。）には、避難器具を設けなければならない。

(1) 政令別表第1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(16)項までに掲げる防火対象物の6階以上10階以下の階（同表(16)項に掲げる防火対象物の階でその全部が同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物のいずれかの用途に供するものを除く。）で、収容人員（政令第1条の2第3項第1号イに規定する収容人員をいう。以下この項において同じ。）が30人（当該階の地盤面からの高さが31メートルを超える場合にあっては、20人）以上のもの

(2) 略

(3) 略

2 略

（火を使用する設備等の設置の届出）

**第67条** 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) 略

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11)～(14) 略

(15) 水素ガスを充填する気球

旧

**第49条** 次に掲げる防火対象物の階（避難階を除く。）には、避難器具を設けなければならない。

(1) 政令別表第1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(16)項までに掲げる防火対象物の6階以上10階以下の階（同表(16)項に掲げる防火対象物の階でその全部が同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物のいずれかの用途に供するものを除く。）で、収容人員（政令第1条第3項に規定する収容人員をいう。以下この項において同じ。）が30人（当該階の地盤面からの高さが31メートルを超える場合にあっては、20人）以上のもの

(2) 略

(3) 略

2 略

（火を使用する設備等の設置の届出）

**第67条** 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) 略

(10)～(13) 略

(14) 水素ガスを充てんする気球





議案第 157 号

戸畑枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30－9）請負契約の一部変更について

平成31年3月北九州市議会定例会において議決を経た戸畑枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30－9）請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和2年12月1日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 戸畑枝光線（牧山枝光間）橋梁上部工製作架設工事（30－9）請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

7億2,835万2,000円

変更契約金額

7億6,461万4,600円



## 参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜粋)

(議会の議決に付すべき契約)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。



議案第 158 号

小池特別支援学校改築工事（第 1 期）請負契約締結について

小池特別支援学校改築工事（第 1 期）請負契約を次のとおり締結する。

令和 2 年 12 月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 小池特別支援学校改築工事（第 1 期）請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 小池特別支援学校改築工事（第 1 期）
- 2 契 約 金 額 12億2,980万円
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 工 期 契約締結の日から令和 4 年 1 月 21 日まで
- 5 契約の相手方 北九州市門司区小森江三丁目 12 番 10 号  
九鉄工業株式会社  
代表取締役社長 古賀徹志



議案第 159 号

当せん金付証票の発売について

令和 3 年度において次のとおり当せん金付証票を発売する。

令和 2 年 12 月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 当せん金付証票法第 4 条第 1 項に規定する公共事業等の費用の財源に充てるため、令和 3 年度において本市が発売する当せん金付証票の発売総額の範囲を定める必要があるため、同項の規定により、この案を提出する。

記

発売総額

135 億円以内





## 参 考

### 当せん金付証票法（抜粋）

（都道府県等の当せん金付証票の発売）

**第4条** 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第6条第3項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

2～4 略



議案第 160 号

市道路線の認定、変更及び廃止について

次のとおり市道路線の認定、変更及び廃止をする。

令和 2 年 12 月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止の必要があるので、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、この案を提出する。



## 記

## 路線認定調書

整理番号	路線名	起点	終点	延長(m)
3291	寺内47号線	門司区寺内一丁目	門司区寺内一丁目	54
3404	宇佐町23号線	小倉北区宇佐町二丁目	小倉北区宇佐町二丁目	31
3405	黒原50号線	小倉北区黒原二丁目	小倉北区黒原二丁目	78
6364	上吉田118号線	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目	49
6365	葛原本町116号線	小倉南区葛原本町三丁目	小倉南区葛原本町三丁目	31
6366	下城野25号線	小倉南区下城野三丁目	小倉南区下城野三丁目	72
6367	下城野26号線	小倉南区下城野三丁目	小倉南区下城野三丁目	43
6368	下貫24号線	小倉南区下貫四丁目	小倉南区下貫四丁目	62
6369	下貫25号線	小倉南区下貫四丁目	小倉南区下貫四丁目	21
6370	徳吉西22号線	小倉南区徳吉西二丁目	小倉南区徳吉西二丁目	56
6371	中曽根26号線	小倉南区中曽根六丁目	小倉南区中曽根六丁目	55
3896	蟹住129号線	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住	80
3897	蟹住130号線	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住	139
3898	竹並100号線	若松区大字竹並	若松区大字竹並	40
3899	竹並101号線	若松区大字竹並	若松区大字竹並	84
7079	上の原83号線	八幡西区上の原一丁目	八幡西区上の原一丁目	27
7080	永犬丸223号線	八幡西区永犬丸二丁目	八幡西区永犬丸二丁目	66
7081	香月西27号線	八幡西区香月西三丁目	八幡西区香月西三丁目	420
7082	京良城町13号線	八幡西区京良城町	八幡西区京良城町	47
7083	黒崎城石4号線	八幡西区黒崎城石	八幡西区黒崎城石	64
7084	野面117号線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目	138
7085	野面118号線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目	58
7086	野面119号線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目	55
7087	野面120号線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目	41
7088	野面121号線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目	79
1892	天神21号線	戸畑区天神二丁目	戸畑区天神二丁目	94

路線変更調書

整理 番号	路 線 名	新 旧 別	起 点	終 点	延長 (m)	増減 (m)
2377	曾 根 11 号 線	新	小倉南区中曾根五丁目	小倉南区上曾根三丁目	297	△ 77
		旧	小倉南区大字曾根	小倉南区上曾根三丁目	374	
2542	曾 根 176 号 線	新	小倉南区中曾根五丁目	小倉南区中曾根五丁目	91	△ 76
		旧	小倉南区大字曾根	小倉南区大字曾根	167	
1076	蟹 住 23 号 線	新	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住	76	△ 45
		旧	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住	121	
1090	蟹 住 37 号 線	新	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住	483	△ 39
		旧	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住	522	
1114	蟹 住 61 号 線	新	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住	313	33
		旧	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住	280	
1115	蟹 住 62 号 線	新	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住	38	△ 27
		旧	若松区大字蟹住	若松区大字蟹住	65	
2348	竹 並 56 号 線	新	若松区大字竹並	若松区大字竹並	69	45
		旧	若松区大字竹並	若松区大字竹並	24	
4877	堀 川 町 10 号 線	新	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町	324	8
		旧	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町	316	

路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長 (m)
1111	蛭 住 5 8 号 線	若松区大字蛭住	若松区大字蛭住	420
2344	竹 並 5 2 号 線	若松区大字竹並	若松区大字竹並	51
3589	田 町 2 4 号 線	八幡西区田町二丁目	八幡西区田町二丁目	387
4730	藤 田 2 7 号 線	八幡西区藤田三丁目	八幡西区藤田三丁目	72
4868	堀 川 町 1 号 線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町	64
4872	堀 川 町 5 号 線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町	27
4873	堀 川 町 6 号 線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町	207
4874	堀 川 町 7 号 線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町	141
4875	堀 川 町 8 号 線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町	79
4876	堀 川 町 9 号 線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町	78
6521	堀 川 町 1 2 号 線	八幡西区堀川町	八幡西区堀川町	40





## 参 考

### 道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

#### 第8条 略

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

#### 3～5 略

（路線の廃止又は変更）

**第10条** 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



議案第 161 号

土地の取得について

恒見朽網線道路整備事業用地を次のとおり買い入れる。

令和 2 年12月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 小倉南区大字吉田に所在する土地を恒見朽網線道路整備事業用地として買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

1 土地の地目及び所在地

池沼

小倉南区大字吉田2556番 1 のうち

山林

小倉南区大字吉田2335番 1 のうち

原野

小倉南区大字吉田2551番 1 のうちほか 3 筆 (明細別記)

雑種地

小倉南区大字吉田2335番 5 のうちほか 2 筆 (明細別記)

2 土地の面積

1 万7,103.39平方メートル

3 買入れ予定金額

2 億2,747万5,087円



取得しようとする土地の明細

原野

小倉南区大字吉田2551番1のうち

小倉南区大字吉田2552番1のうち

小倉南区大字吉田2553番2のうち

小倉南区大字吉田2555番のうち

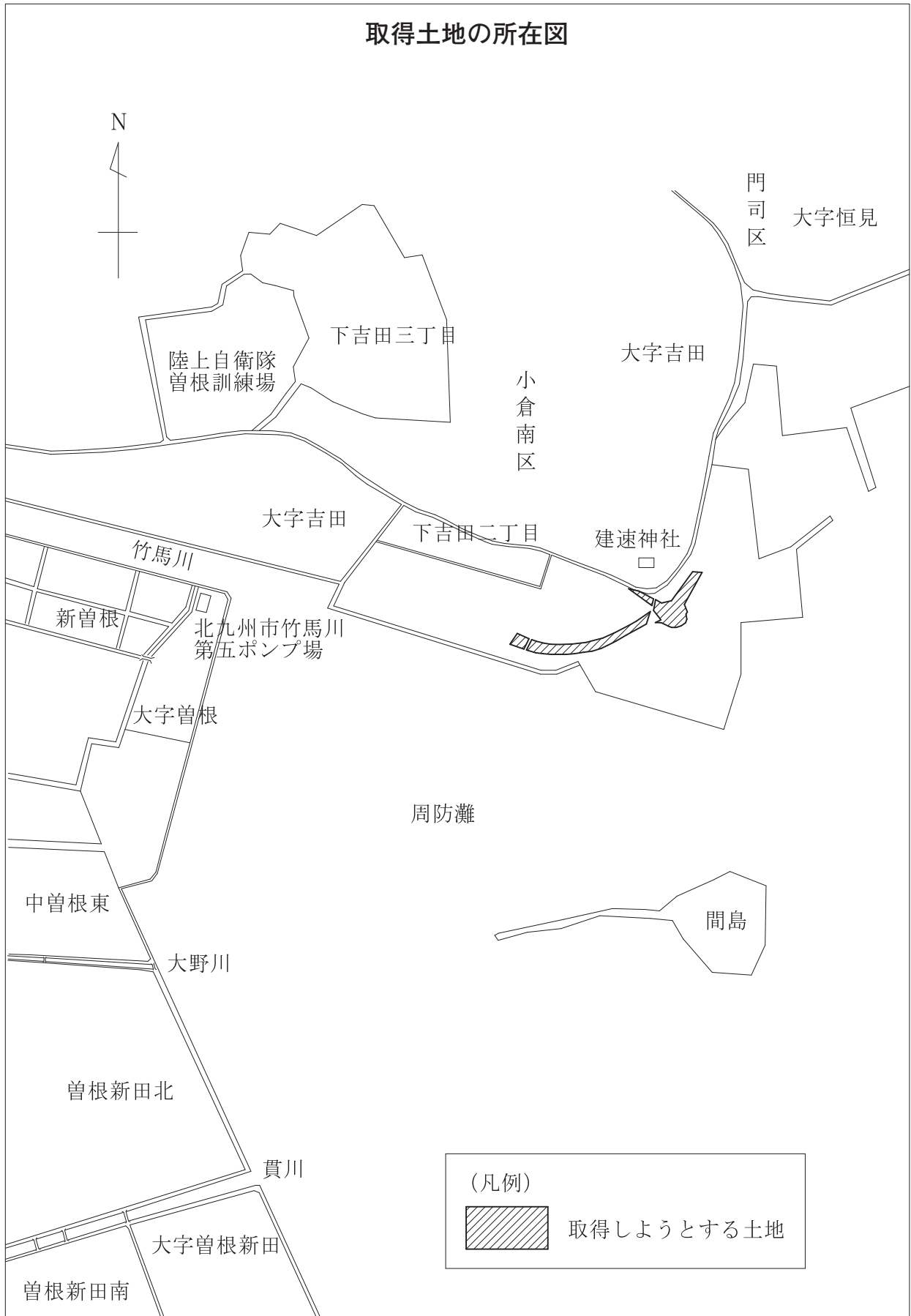
雑種地

小倉南区大字吉田2335番5のうち

小倉南区大字吉田2558番1のうち

小倉南区大字吉田又2335番4のうち









北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

**第3条** 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



議案第 162 号

土地の取得について

恒見朽網線道路整備事業用地を次のとおり買い入れる。

令和 2 年12月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 門司区大字恒見に所在する土地を恒見朽網線道路整備事業用地として買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

1 土地の地目及び所在地

宅地

北九州市門司区大字恒見1360番10のうちほか 1 筆（明細別記）

山林

北九州市門司区大字恒見25番のうちほか 3 筆（明細別記）

雑種地

北九州市門司区大字恒見1313番13のうち

2 土地の面積

1 万4,024.04平方メートル

3 買入れ予定金額

2 億387万7,778円



取得しようとする土地の明細

宅地

門司区大字恒見1360番10のうち

門司区大字恒見1360番14のうち

山林

門司区大字恒見25番のうち

門司区大字恒見1320番1のうち

門司区大字恒見1321番3のうち

門司区大字恒見1323番のうち









議案第 163 号

指定管理者の指定について（北九州市立男女共同参画センター）

北九州市立男女共同参画センターについて指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 12 月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立男女共同参画センターについて、指定管理者を指定するに当たり、  
地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
北九州市立男女共同参画センター
- 2 指定管理者に指定する者  
公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム
- 3 指定する期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで



## 参 考

### 地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

#### 第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略



議案第 164 号

指定管理者の指定について（北九州市立曾根臨海運動場）

北九州市立曾根臨海運動場について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 12 月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立曾根臨海運動場について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
北九州市立曾根臨海運動場
- 2 指定管理者に指定する者  
株式会社スピナ
- 3 指定する期間  
北九州市立曾根臨海運動場の供用開始の日から令和 7 年 3 月 31 日まで



議案第 165 号～第 176 号

指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）

北九州市立特別養護老人ホームかざし園等について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年12月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立特別養護老人ホームかざし園等について、指定管理者を指定するに  
当たり、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

議案番号	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
第 165 号	北九州市立特別養護老人ホームかざし園	社会福祉法人北九州市福祉事業団	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
第 166 号	北九州市立到津ひまわり学園	社会福祉法人北九州市福祉事業団	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
第 167 号	北九州市立若松ひまわり学園	社会福祉法人北九州市福祉事業団	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
第 168 号	北九州市立引野ひまわり学園	社会福祉法人北九州市福祉事業団	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
第 169 号	北九州市立本城リサイクル工房	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
第 170 号	北九州市立浅野社会復帰	社会福祉法人北九州	令和 3 年 4 月 1 日か

	センター	精神保健福祉事業協会	令和8年3月31日まで
第171号	北九州市立浅野工芸舎	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
第172号	北九州市立洞海工芸舎	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
第173号	北九州市立八幡東工芸舎	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
第174号	北九州市立門司障害者地域活動センター	社会福祉法人あすなろ学園	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
第175号	北九州市立小倉南障害者地域活動センター	社会福祉法人北九州あゆみの会	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
第176号	北九州市立八幡西障害者地域活動センター	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



議案第 177 号～第 181 号

指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）

北九州市立小倉北ふれあい保育所等について指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 12 月 1 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市立小倉北ふれあい保育所等について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

議案番号	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
第 177 号	北九州市立小倉北ふれあい保育所 (乳児部) (夜間部)	社会福祉法人正善寺福祉会	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
第 178 号	北九州市立北方保育所	社会福祉法人北九州市保育事業協会	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
第 179 号	北九州市立陣原保育所	社会福祉法人北九州市保育事業協会	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
第 180 号	北九州市立千防保育所	社会福祉法人北九州市保育事業協会	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
第 181 号	北九州市立ユースステーション	ユースの未来共同事業体	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで





リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。